

# 技術評価に係る契約書（例）

株式会社（以下「甲」と称する）と、  
NPO 法人 WIN、技術評価部会（以下「乙」と称する）とは、  
乙が甲より委託されて実施する評価に関して以下の通り合意したので、受委託に係る契約書を次の通り締結する。

## 第1章 総則

（目的）

第1条 本契約書は、甲が研究又は開発に当たっている技術について、乙に対し当該技術の評価を委託することに係る事項について定めるものとする。

（有効期間）

第2条 本契約の有効期間は平成 年 月 日より平成 年 月 日迄とする。尚、期間満了後に更なる技術評価を委託する場合には、技術評価申込書によって新たに申し込みを行うこととし、受委託に係る諸条件は本契約書を準用するものとする。

## 第2章 技術評価に関する事項

（技術評価題目）

第3条 本契約書において技術評価の対象となる技術は、次の通りのものとする。

（技術評価の範囲）

第4条

（技術評価に係る責任）

第5条 乙は、甲の依頼により甲の技術に係る評価を専門的な視野から客観的に評価し、報告するものであって、当該評価は甲・乙双方を拘束するものではなく、甲が当該技術評価報告を基に判断した結果については乙の責とすることは出来ないものとする。

( 秘密保持義務 )

第 6 条 乙は次の秘密保持義務を遵守するものとする。

一 . ( 定義 )

秘密情報とは、甲より本件推進に関連して開示される情報の内、既に公知のもの  
では無い一切の情報を言う。

二 . ( 秘密保持義務 )

乙は、相手方の書面による承諾無くして、本契約書に関連して甲から開示された  
固有の技術上、その他業務上の秘密情報を、契約書期間中はもとより、受委託関  
係終了後も第三者に対し開示、漏洩してはならない。

又、受委託関係終了後 2 年間は、甲から開示された情報を基に類似の開発・商  
行 為を行ってはならない。但し、正当な所有権を有する第三者から取得するもの  
についてはこの限りではない。

尚、次の各号のいずれかに該当する情報は秘密情報には該当しないものとする。

- ( 1 ) 開示の時点で既に公知のもの
- ( 2 ) 開示後、公知となったもの
- ( 3 ) 甲が開示を行った時点で既に乙が保有しているもの
- ( 4 ) 甲からの開示以前に開発されたもので、甲からの情報提供によらない  
もの

( 技術評価料 )

第 7 条 甲は、乙に対し技術評価に係る対価として 円を支払うものとする。

( 支払条件 )

第 8 条 技術評価報告書受領後、 営業日以内に、下記への現金振込みによつてす  
る。

銀行 X X X 支店

口座番号

口座名義人

( 解約条項 )

第 9 条 甲及び乙は、下記の各号のいずれかに該当し、なおかつ相手方からの相当期  
間を付した催告後も違反状態が是正されない場合には、当然に期限の利益を喪  
失し、相手方はただちに本契約書を解除できるものとする。

- ( 1 ) 正当な理由なく本契約のいずれかの条項に違反したとき
- ( 2 ) 差押え、仮差押え、仮処分、租税滞納処分その他の公権力の処分を  
受け、または整理、会社更生手続きの開始、破産もしくは競売を申

し立てられ、または自ら整理、和議、会社更生手続きの開始もしくは競売を申し立てたとき

(3) 他財政状態が悪化し、またはそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき

(誠意協議)

第10条 甲および乙は、本契約書の各条項に疑義が生じた場合、双方誠意をもって協議し、解決するものとする。

以上、本契約書の締結を証して本紙2通を作成し、代表者が記名押印の上、本紙各1通を甲乙がそれぞれ保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 : 会社名  
役職名  
氏名 印

乙 : NPO 法人 WIN  
技術評価部会  
部会長 山田 一郎 印